

湯沢市週休2日制工事に関する運用

令和5年3月24日
湯沢市総務部財政課

湯沢市週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、本市の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係

（定義）

- 1 要綱第2条第3号の「当該週休2日制工事に係る作業」には、現場事務所等での事務作業を含むものとする。
- 2 要綱第2条第6号の「別に定める期間」とは、次の（1）から（4）までの期間とする。
 - （1）工場製作を含む工事において、当該工事の工場製作のみを実施している期間
 - （2）工事全体を一時中止している期間
 - （3）施工計画書で定めた夏期休暇及び年末年始休暇の期間
 - （4）余裕期間設定工事において、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第4条関係

（週休2日制工事の指定等）

- 1 要綱第4条第1号に定める「週休2日制工事」について、次のいずれかに該当する工事は、対象外とする。
 - （1）災害復旧工事
 - （2）工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約が予想され、週休2日制工事に適さないと判断した工事
 - （3）河川協議等の関係機関との協議により、工程上の制約のある工事
 - （4）予定工期が4週間未満の工事、または製作・据付工事等の現場施工が4週間未満の工事
 - （5）設計額が130万円未満の工事
- 2 発注者は、対象工事契約後、財政課長が指定する一覧表を更新するものとする。

（入札公告等）

- 3 要綱第4条第1号に定める「週休2日制工事」とする場合は、次のとおりとする。
 - （1）特記仕様書には、別記1のとおり記載するものとする。
 - （2）現場説明書（条件明示）には、別記2のとおり記載するものとする。

（休暇取得状況の確認方法）

- 4 毎月の履行報告書（様式1-1参照）に勤務状況確認表（様式1-2参照）を添付して提出させるものとする。なお、最終月においては、工事完成届（参考様式）とともに提出させるものとする。

（週休2日制工事の指定の解除）

- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日制工事の現場が被災した場合など、週休2日を実施することが困難又は不適切であると発注者が判断した場合とする。

要綱第5条関係

（工事成績評定）

- 1 「受注者の責によらない理由」とは、次の（1）から（5）の例のとおりとする。
 - （1）異常気象又は自然災害等に起因する工程の遅延があった場合
 - （2）発注後、協議等により施工期間に制約があった場合

- (3) 農・林業者の営農等に支障を及ぼすことを防ぐため、工事完成を優先した場合
- (4) 工事目的物の引渡し前に災害等が発生した場合
- (5) 特殊な事情により工事完成を優先させることを発注者が認めた場合、又は災害等に起因する資材調達の遅延等があると認められる場合

要綱第6条関係

(工期変更)

- 1 発注後、週休2日の達成のみを目的とした理由で工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係

(工事費の積算)

- 1 発注者が、週休2日制工事の発注を行おうとする場合に、以下のとおり積算するものとする。

【土木工事における工事費の積算】

- 1 土木工事における積算は、「秋田県週休2日制工事に関する建設部運用」に準じるものとし、次のとおりとする。
 - (1) 発注時 4週8休以上の達成を前提とした補正係数を、直接工事費及び間接工事費に乗じるものとする。
 - (2) 精算変更時 現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて補正係数の見直しを行うものとする。
 - (3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表1-1による。
 - (4) 市場単価の補正係数は別表1-2による。

(別表1-1 土木工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数)

土木工事 補正係数	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	1.05
機械経費(賃料)	補正なし	1.01	1.03	1.04	1.04
共通仮設費率	補正なし	1.02	1.03	1.04	1.04
現場管理費率	補正なし	1.03	1.04	1.06	1.06
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	28.5%以上

(別表1-2 土木工事における市場単価の補正係数)

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休二日
鉄筋工		1.01	1.03	1.05
ガス圧接工		1.01	1.02	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.00	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休二日
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.03
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	0.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
	剪定	1.01	1.03	1.05
公園植栽工		1.01	0.03	1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02
薄層カラー舗装		1.00	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.00	1.01	1.01

【営繕工事における工事費の積算】

- 工事費の積算は、「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとし、次のとおりとする。
 - 発注時 4週8休以上の現場閉所達成を前提に労務費に補正係数 1.05 を乗じるものとする。
 - 工事完成時 現場閉所の達成状況を確認後、その達成状況に応じて、次の別表2-1に掲げる補正係数を乗じて減額変更する。

（別表2-1 営繕工事における労務費の補正係数）

営繕工事 補正係数	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	

- 工事費の積算に用いる単価の補正方法等は「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に準じるものとする。

【農業農村整備工事における工事費の積算】

- 現場閉所の状況に応じた直接工事費及び間接工事費の補正については、「秋田県週休2日制工事に関する農業農村整備運用」に準じるものとし、農業農村整備工事標準積算基準書（一般土木）により積算するものとする。
- 農業農村整備工事における積算は、次のとおりとする。
 - 工事発注時より、4週8休以上の達成を前提とした補正係数（別表1）を、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費に乗じるものとする。
 - 工事完成直前において、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じて別表3-1に掲げる現場閉所率による補正係数の見直しを行い、変更するものとする。
- 市場単価の補正係数は別表3-2による。

(別表3-1)

	4週6休未満	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上	完全週休2日
労務費	補正なし	1.01	1.03	1.05	
機械経費(賃料)	補正なし	1.01	1.03	1.04	
共通仮設費率	補正なし	1.03	1.04	1.05	
現場管理費率	補正なし	1.04	1.05	1.07	
現場閉所率	21.4%未満	21.4%以上 25%未満	25%以上 28.5%未満	28.5%以上	

(別表3-2)

名称	区分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上 完全週休二日
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.01	1.03	1.05
鉄筋工(ガス圧接)		1.01	1.02	1.04
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
	撤去	1.01	1.03	1.05
防護柵設置工(落石防護柵)		1.00	1.01	1.02
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.02	1.03
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去	1.01	1.03	1.05
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
	撤去・移設	1.01	1.03	1.04
道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
	撤去	1.01	1.03	1.05
法面工		1.00	0.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.02	1.03
軟弱地盤処理工		1.00	1.01	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.00	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.04
橋面防水工		1.00	1.01	1.02

要綱第9条関係

(その他)

- 1 余裕を持った工期設定を行うこと。ただし、舗装工事(新設及び修繕・補修)については、「I. 秋田県土木工事共通仕様書参考資料の工程計画管理基準(案)による場合」に準じて工期設定を行うこと。
- 2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、4週8休以上を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

附 則(令和5年3月24日 湯財第2296号)

この通知は、令和5年4月1日から施行する。

別記1

特記仕様書 ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 第〇節 週休2日制工事の対象	週休2日制工事の実施については、「湯沢市週休2日制工事実施要綱」及び「湯沢市週休2日制工事に関する運用」に基づいて実施するものとする。
-------------------------------------	---

別記2

現場説明書（条件明示） ※記載例

第1編 共通編 第1章 総則 3 その他条件 (週休2日制工事)	その他の条件 は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・本工事は労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として経費の補正を行っています。・工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて最終変更時に上記経費の補正を見直します。4週6休に満たない場合には、補正なしとする減額変更を行います。
---	--

工事履行報告書

工 事 名	
工 期	
報告年月日	(月分)

月別	予定工程%	変更後の予定 工程%	実施工程 %	備 考
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日
				休日数： 日 休日に現場閉所した日数： 日

(記事欄)

工期内の日数 89日 (30日+30日+29日)

現場閉所を行った日数 28日 (11日+8日+9日)

○現場閉所率 $28/89 = 31.46\cdots\%$ $\geq 28.5\%$ (4週8休以上)

実工期(別に定める期間を除く。)の休日数: $11+8+9 = 28$ 日

休日に現場閉所をした日数: $10+7+8 = 25$ 日

○実工期の休日数に対する休日に現場閉所した日数の割合

$25/28 = 89.3\%$: 100% (完全週休2日)

: 50% 以上 100% 未満 (準完全週休2日※)

※ 全ての振替休日を休日作業日が属する週及びその後の週の期間内に取得している場合に限る。

主任 監督員	監督員		現場 代理人	主任 (監理) 技術者	監理 技術者 補佐

様式1-2 勤務状況確認表

工事名	報告年	年
工事番号	報告月	月分

会社名
現場代理人
専任の監理(主任)技術者
工期

職員No. または 下請企業名	氏名	日・曜日																																			
		1 土	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木	7 金	8 土	9 日	10 月	11 火	12 水	13 木	14 金	15 土	16 日	17 月	18 火	19 水	20 木	21 金	22 土	23 日	24 月	25 火	26 水	27 木	28 金	29 土	30 日	31 月					
現場代理人 専任の監理 (主任)技術者																																					
1																																					
2																																					
3																																					
4																																					
5																																					
6																																					
7																																					
8																																					
9																																					
10																																					
	振替日																																				

工期内の日数	
現場閉所を実施した日数	
現場閉所率	-

美工期の休日数 (別に定める期間を除く)	
休日(現場閉所を行った日数 美工期の休日数に対する 休日に現場閉所した日数の割合)	-

- 当該工事の作業日
- 他工事の作業日
- 休日
- 振替日
- 休日(赤字は祝日)
- 事前協議済みの現場閉所日
- 対象外期間